

多賀城市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年6月16日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査結果の報告日
平成29年4月25日（火）
- 2 措置状況の報告があった日
平成29年5月10日（水）
- 3 監査結果の報告内容及びそれに対する措置
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	平成29年4月11日
3 監査対象部署	地域コミュニティ課
4 措置状況	

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>【県支出金の調定期期について】 被災地域交流拠点整備事業補助金の交付決定通知を受けているが、歳入調定決議がされていない。会計事務の手引きによると、県支出金の歳入調定の時期は「交付決定のあったとき」とされていることから、速やかに歳入調定を行われたい。</p>	被災地域交流拠点整備事業補助金については、交付決定日で歳入調定を行った。歳入調定については、交付決定後、速やかに行うよう所属職員全員に周知徹底した。
2	指摘事項	<p>【太陽光発電売電料の調定年度について】 平成29年3月に発電した分の売電料が平成29年4月に収入されているが、歳入調定の所属年度を平成28年度としている。地方自治法施行令第142条に基づくと、随時の収入で通知書等を発しないものは領収した日の属する年度が調定の所属年度となることから、当該歳入の調定年度は平成29年度とするべきである。</p>	指摘のあった太陽光発電料の調定年度については、平成28年度で調定していたものを、平成29年度の歳入として調定を行い直し、対応済みである。次年度以降も調定年度で間違いが無いよう、引き継ぎマニュアルに記載し、業務担当者間で確実に引き継ぐこととする。
3	指摘事項	<p>【市民活動サポートセンター使用料の調定について】 市民活動サポートセンターの平成28年5月分から7月分までの使用料について、歳入調定が行われないまま収入処理が行われていた。調定行為は、歳入を収入しようとするときにその内容を調査し適正であることを決定する行為であり、収入行為の前段階として欠くことのできないものである。適切な時期に歳入調定を行われたい。なお、歳入調定漏れについては、前年度分においても同様の事例が見られたので、早急に対策を講じられたい。</p>	歳入調定漏れを防ぐため、チェック表を作成した。今後は、歳入調定忘れが無いよう、チェック表を用い毎月確認を行うこととする。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年4月5日
- 3 監査対象部署 管財課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>【非常勤職員の時間外勤務手当について】 勤務を割り振られた日における一日7時間45分を超えない時間外勤務について、100分の125の割合で時間外勤務手当を支給しているものが見られた。正しくは100分の100である。</p>	<p>超過支給分の時間外勤務手当については、平成29年4月11日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、平成29年5月分の給料支給の際に訂正した内容で支給額を調整する処理をした(5/2総務課人事係確認)。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名と係長の3名体制で行い、誤りを防止する。</p>
2	指摘事項	<p>【職員の時間外勤務手当について】 同一支給割合で複数科目から時間外勤務手当を支給しているものについて、各科目における勤務時間数の端数処理の計算を誤ったために時間外勤務手当の支給時間数を誤っているものが見られた。</p>	<p>未支給分の時間外勤務手当について、平成29年4月11日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、平成29年5月分の給料支給の際に支給する処理をした(5/2総務課人事係確認)。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名と係長の3名体制で行い、誤りを防止する。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成29年4月7日
- 3 監査対象部署 交通防災課
- 4 措置状況

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	<p>【非常勤職員の時間外勤務手当について】 勤務を割り振られた日における一日7時間45分を超える時間外勤務について、100分の100の割合で時間外勤務手当を支給しているものが見られた。正しくは100分の125である。</p>	<p>未支給等の時間外勤務手当について、監査からの指摘があったのち、即座に平成29年4月支給分の給与で調整するよう処理した(4/27総務課人事係確認)。 非常勤職員の時間外勤務手当については、庶務管理システムにて一部、正確に反映されないため、今後は、係員2名以上で誤りを阻止することとした。</p>